

清掃センター休日業務(10月)

月 日	可燃ごみの収集	持込ごみの受付	不燃ごみの収集日
10月14日(月) スポーツの日	通常どおり収集 (可燃ごみのみ)月・木コース	10:00~12:00	毎月第2月曜の区域は 10月17日(木)に収集

※可燃ごみの収集は、交通事情により早めに収集する場合があります。ごみは7時30分までに出していただきますよう、お願いします。

問合せ＝清掃センター (☎53-3463)

大規模な土地取引には契約締結日から2週間以内に届出が必要です

国土利用計画法は、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため土地取引の届出制度を設けています。

土地取引に係る契約(予約を含む。)をしたときは、権利取得者(例えば、買主)は、契約日から2週間以内に土地売買等の届出をしなければなりません。

届出が必要な土地＝市街化区域2,000㎡以上
市街化調整区域5,000㎡以上
都市計画区域外10,000㎡以上

届出＝届出書に必要事項を記入し、添付書類(契約書の写し、地図など)とともに、土地の所在する市町村役場に届け出てください

※契約日から2週間を超える場合、提出先は県となります。

審査＝土地の利用目的が、土地利用基本計画などの土地利用に関する計画に適合しない場合には、利用目的の変更を勧告し、是正を求めることがあります

罰則＝届出をしない、虚偽の届出をすると6カ月以下の懲役、または、100万円以下の罰金に処せられることがあります

問合せ＝県まちづくり推進局 県土地利用政策課(☎0742-27-8484・<http://www.pref.nara.jp/4928.htm>)



(まちづくり戦略課)

イノシシ侵入防止用電気柵の資材購入費補助申請は10月31日(木)まで

イノシシの農地への侵入を防止することを目的に電気柵を設置するための資材購入費を補助します。

交付申請の期限が10月31日(木)に迫っています。

対象＝①～③の要件を満たす者

- ①市内に住所を有する農業者、農業法人など
- ②農地において、イノシシによる被害を受けた、または被害を受けるおそれのある者
- ③市税等を滞納していない世帯に属する者

※1世帯につき、年1回申請が可能です。

対象事業・経費＝対象者が自ら耕作または管理する市内の農地で、申請年の1月1日～10月31日までに購入および設置を行った電気柵の購入に係る資材費(設置工事や設置に係る工具代は含まない)

補助金額＝補助対象経費の1/2(100円未満切り捨て、7万円上限)

※ただし、補助対象者全体の補助金額が、申請年度の予算を超過する場合は、補助金交付額の割合での按分となります。

申込・問合せ＝10月31日(木)までに、交付申請書に加え、電気柵を購入した際の領収書、見積書、位置図、設置後の写真を農業水産課 農業・金魚係(内線554)へ